

令和元年度 第5回屋久島町廃棄物処理施設整備検討委員会 議事要旨

期日：令和元年 11 月 26 日（火） 午後1時 30 分～午後 4 時

場所：屋久島町役場議会棟第 2 委員会室

【要旨】

1 検討事項

①残渣処理方法について

現在、本町は可燃ごみを炭化施設で処理しているため、焼却灰は発生しない。今後建設される新たな廃棄物処理施設は、焼却方式を採択する方向であり、可燃ごみ処理に伴い発生する残渣等（焼却主灰、焼却飛灰及びリサイクルプラザから出る陶器くずやガラスくずなどの不燃残渣）の処理方法について、以下の3つの手法の比較検討を行う。

手法 1: 島外の民間業者へ処理を委託

手法 2: 新たな最終処分場を整備

手法 3: 既存の最終処分場の利用と島外民間業者への処理委託を併用

- ・検討の結果、手法1は、委託業者の動向に左右されることが懸念される。手法2は、場所の問題や財政への負担が懸念される。手法3は、既存施設が有効利用されると共に、施設の延命化が図られるため、最も現実的である。ただし、水処理施設の整備が必要と思われるので、整備費用の精査をするため、水処理施設整備費などが分かる資料を、次回提出してもらい、精査を行うこととする。

(委員意見等)

- ・今の最終処分場が満杯になった後の維持管理に経費は発生するのか。（委員）
- ・最終処分場は、満杯になると、国が定める廃止基準に基づき廃止となる。廃止基準を満たすために1～2年間は維持管理をする必要があり、経費が発生する。（事務局）
- ・今の最終処分場が廃止となった時は、処分場に付いている屋根は外すのか。（委員）
- ・他の自治体の事例を見ると廃止後はテニスコートやゲートボール場に活用している事例がある。屋根は活用方法に併せて残すのか、撤去するのかの判断になる。ただし、残す際は、老朽化しているので修繕の必要があると考える。（事務局）
- ・施設を建設する際は、焼却場、リサイクルプラザ、最終処分場の作業の動きや連携を考慮して建設してほしい。（委員）
- ・最終処分場の浸出水処理について、現在の方法と、新たな廃棄物処理施設が出来た際の方法をそれぞれ教えてほしい。（委員）
- ・現在の浸出水処理は、炭化施設へ循環している。新たな廃棄物処理施設が出来た際は、まずは新たな施設へ循環出来ないか検討し、もし出来なければ浸出水処理施設の建設を検討する。（事務局）
- ・今の最終処分場に焼却灰は入れられるのか。（委員）
- ・焼却灰を入れる事務手続きを県と進めている。（事務局）
- ・焼却灰等は、最終処分場へ埋めるだけではなく、コンクリートの原料として活用している自治体もあるので、リサイクルを検討してはどうか。（委員）
- ・既存の最終処分場が使えるのであれば、まずはそこを使うのがいいと思う。（委員）